

マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和7年7月24日

全国健康保険協会

1. 資格確認書の一括発行 について

1. 目的

令和6年12月2日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行した。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長1年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができる。

しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者に対しては、協会けんぽから資格確認書を本人の申請によらず、令和7年12月1日までに送付する。

2. 実施概要

送付対象者及び時期等については以下のとおり。

送付対象者	<p>健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人※）</p> <p>※令和7年4月30日時点の協会けんぽにおけるマイナ保険証利用登録率は67.22%</p>
送付時期	<p><u>令和7年7月30日～令和7年10月24日（予定）</u></p> <p>※現時点において令和7年10月24日を最終送付日としているが、資格喪失者の引抜きを行いながら資格確認書を作成することから、発行枚数の減少が見込まれ、実際には前倒して送付する予定。</p>
送付方法	<p><u>世帯単位で被保険者住所に送付（※）</u></p> <p>ただし、不着となった場合、事業所宛に再送付し従業員（被保険者）に配付いただく。</p> <p>※送付対象者の属する事業所へは、対象者一覧を事前に送付</p>
送付物	<ul style="list-style-type: none">・送付書兼資格確認書貼付台紙・資格確認書・説明用チラシ・個人情報保護シール・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒）

【参考】

送付物イメージ

(送付書兼資格確認書貼付台紙)

999-9999
〇〇県〇〇市〇〇
1-10

協会 太郎 様

【お問い合わせ先】
協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
0570-015-369 (ナビダイヤル)
受付時間：平日8:30から17:15まで
※土日祝日年末年始を除く

全国健康保険協会 〇〇支部

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を使って医療機関等を受診することができます。
マイナ保険証を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な診療を行える等のメリットがあります。
ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

健康保険 本人（被保険者） 00111
資格確認書 合和 6年12月2日交付

記号 12345678 番号 1 (枚数) 00

氏名 協会 太郎
生年月日 平成 元年 5月10日
性別 男
資格取得年月日 令和 6年12月2日
有効期限 令和 11年11月30日

保険者番号 9:99999999
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇町9-99-99

き損した場合は、交付申請書にき損した資格確認書を添付して提出してください。

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp> 協会けんぽ 検索

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を使って医療機関等を受診することができます。
マイナ保険証を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な診療を行える等のメリットがあります。
ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

健康保険 本人（被保険者） 00111
資格確認書 合和 6年12月2日交付

記号 12345678 番号 1 (枚数) 00

氏名 協会 太郎
生年月日 平成 元年 5月10日
性別 男
資格取得年月日 令和 6年12月2日
有効期限 令和 11年11月30日

保険者番号 9:99999999
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇町9-99-99

き損した場合は、交付申請書にき損した資格確認書を添付して提出してください。

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp> 協会けんぽ 検索

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を使って医療機関等を受診することができます。
マイナ保険証を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な診療を行える等のメリットがあります。
ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

健康保険 本人（被保険者） 00111
資格確認書 合和 6年12月2日交付

記号 12345678 番号 1 (枚数) 00

氏名 協会 太郎
生年月日 平成 元年 5月10日
性別 男
資格取得年月日 令和 6年12月2日
有効期限 令和 11年11月30日

保険者番号 9:99999999
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇町9-99-99

き損した場合は、交付申請書にき損した資格確認書を添付して提出してください。

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp> 協会けんぽ 検索

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を使って医療機関等を受診することができます。
マイナ保険証を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な診療を行える等のメリットがあります。
ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

健康保険 本人（被保険者） 00111
資格確認書 合和 6年12月2日交付

記号 12345678 番号 1 (枚数) 00

氏名 協会 太郎
生年月日 平成 元年 5月10日
性別 男
資格取得年月日 令和 6年12月2日
有効期限 令和 11年11月30日

保険者番号 9:99999999
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇町9-99-99

き損した場合は、交付申請書にき損した資格確認書を添付して提出してください。

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp> 協会けんぽ 検索

【参考】 送付物イメージ（説明用チラシ）

表面

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします



CHI
健康用二次元コード

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合※に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒に分けてお送りしています。

資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。



今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。

外国籍の方
のチラシはこちら



裏面

医療機関等の受診は マイナ保険証で



※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

メリット1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）



メリット2 手続きなしで高額な窓口負担が不要!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。



手続きは簡単! マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます



マイナポータル

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。認定申告にもご利用いただけます。



医療機関等窓口のカードリーダー

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は二次元コードからご確認ください。厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込編】



セブン銀行ATM



マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、マイナポータル(右の二次元コード)で確認することができます。

マイナポータル



2. マイナ保険証の利用状況について

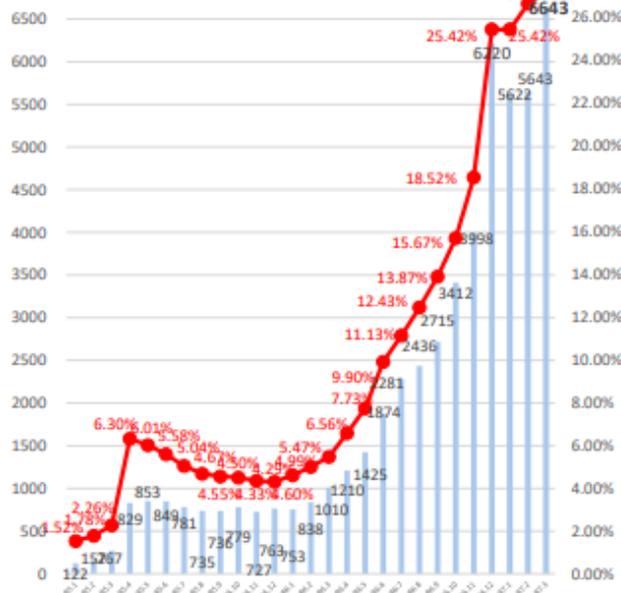
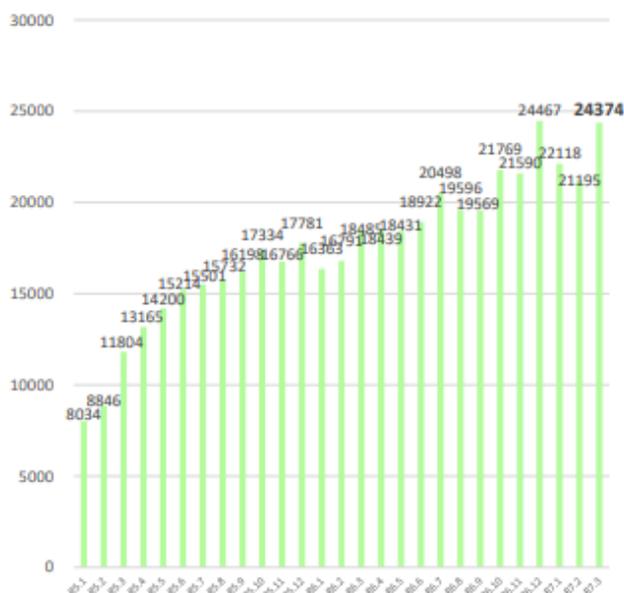
オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率



【3月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	17,091,517	7,918,261	9,173,256
医科診療所	102,463,640	26,065,571	76,398,069
歯科診療所	19,706,946	7,955,212	11,751,734
薬局	104,480,125	24,495,641	79,984,484
総計	243,742,228	66,434,685	177,307,543

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	2,299,818	1,169,286	3,749,690
医科診療所	7,496,266	8,633,850	19,880,780
歯科診療所	2,049,061	1,677,549	2,026,826
薬局	7,450,720	6,548,055	12,773,310
総計	19,295,865	18,028,740	38,430,606

＜参考＞

令和7年3月のマイナ保険証利用人数 (2,840万人) から、当該月に医療機関を受診した人の推計値 (6,760万人) を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合 (推計値) を算出すると以下のとおり。

医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合	42.0%
医療機関受診者 (MNC保有者) に占めるマイナ保険証利用者の割合	53.7%
医療機関受診者 (マイナ保険証登録者) に占めるマイナ保険証利用者の割合	63.2%

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。

※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年11月までは医療保険医療費データベースによる実績値、12~3月は過去の伸び率から推計して算出。

患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。

※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者 (78.3%) やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者 (84.9%) を用いて推計。

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和7年3月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和7年3月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	27.35% (+0.82%)
青森県	26.82% (+0.59%)
岩手県	30.02% (+0.93%)
宮城県	25.67% (+0.66%)
秋田県	25.61% (+0.73%)
山形県	29.53% (+1.03%)
福島県	33.13% (+0.45%)
茨城県	29.53% (+1.19%)
栃木県	31.37% (+0.67%)
群馬県	29.61% (+0.45%)
埼玉県	25.29% (+0.40%)
千葉県	28.70% (+0.55%)
東京都	24.85% (+0.70%)
神奈川県	26.42% (+0.97%)

全国	27.26% (+0.64%)
----	-----------------

都道府県名	利用率
新潟県	34.53% (+1.08%)
富山県	36.72% (+0.71%)
石川県	33.42% (+0.82%)
福井県	36.35% (+0.49%)
山梨県	25.60% (+0.32%)
長野県	24.05% (+0.61%)
岐阜県	26.95% (+0.41%)
静岡県	30.10% (+0.68%)
愛知県	25.32% (+0.43%)
三重県	26.12% (+0.33%)
滋賀県	31.53% (+0.84%)
京都府	27.92% (+0.51%)
大阪府	24.90% (+0.38%)
兵庫県	27.21% (+0.47%)
奈良県	27.82% (+0.42%)
和歌山県	21.15% (+0.72%)

都道府県名	利用率
鳥取県	30.44% (+0.58%)
島根県	34.93% (+0.76%)
岡山県	26.76% (+0.54%)
広島県	30.28% (+0.78%)
山口県	33.12% (+0.67%)
徳島県	27.05% (+0.18%)
香川県	28.51% (+0.27%)
愛媛県	21.61% (+0.33%)
高知県	24.28% (+0.46%)
福岡県	26.90% (+0.46%)
佐賀県	30.05% (+0.85%)
長崎県	28.86% (+0.72%)
熊本県	30.10% (+0.56%)
大分県	26.50% (+0.07%)
宮崎県	29.79% (+0.55%)
鹿児島県	33.20% (+0.69%)
沖縄県	15.90% (+0.56%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

(括弧内の値は令和7年2月の値からの変化量 (%ポイント))